保護者のみなさまへ

就学援助制度のお知らせ

茨木市では、お子さまを小・中学校に通わせる上で必要な教材費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費などの援助**（就学援助制度）**を行っています。

また、お子さまが支援学級に在籍および他校通級をしている保護者の方に、経済的な負担を軽減するための援助**（支援学級等就学奨励費制度）**を行っています。

御希望の方は、学校へお申し出ください。

毎年申請ですので、昨年度援助を受けておられた方も申請してください。

就学援助制度

茨木市では、これまで中学1年生に「新入学学用品費」として7月に支給しておりましたが、今年度から、小学6年生を対象に「中学校入学準備金」として3月支給に変更します。

（平成30年2月1日現在の認定者が対象です。但し、今年度の中学1年生は従来どおり支給します。また、「小学校入学準備金」についても、後日（11月頃を予定）お知らせいたします。）

平成30年2月1日以降に転出をされましても、入学準備金の返金は求めません。

援助を受けることができる方

- 茨木市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者の方で、前年中の一世帯あたりの所得総額が、所得基準額（別表）以下であること。
- 生活保護法の適用を受けていない方。

申請のしかた

申請の方法

現在、就学されている学校に申し出てください。

申請用紙をお渡ししますので、必要事項を記入の上、**学校へ提出してください。**

※申請手続等を学校長へ委任していただきます。

※小学生と中学生のお子さまがおられる場合、それぞれの学校に申請が必要です。どちらかの学校でまとめて申請を行うことはできませんので御注意ください。

※教育委員会へ直接申請することはできません。

申請の時期

平成29年4月10日（月）～5月10日（水）

（ただし、土・日曜日、祝日等の学校休業日を除く。）

認定されますと4月分から援助されます。

以後の受付は、随時行いますが申請月からの援助となりますので御注意ください。

援助費の受け取り方

現金での受領はできません。申請時に指定された保護者の金融機関口座に**年3回**に分けて振り込まれます。

※納入金（学用品費・修学旅行費など）は、期日までに学校へお支払いいただきますようお願いします。

所得基準額

- 給与所得者の所得は支払額ではなく、**給与所得控除後の金額**です。
- 世帯単位で確認しますので、家族の中で所得のある方全員の所得額です。

別表

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2　人	2,130,400円	1,951,000円
3　人	2,597,200円	2,417,800円
4　人	3,227,500円	3,048,100円
5　人	3,549,700円	3,370,300円
6　人～	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円をプラス	

※前年中の所得を申告していない方は、先に所得の申告が必要です。
※平成29年1月2日以降に茨木市外からの転入の方は、平成29年度の所得証明書が必要です。
※借家にお住まいの方は、賃貸契約書のコピーなど借家にお住まいであることが証明できる書類の提出が必要です。提出のない場合は、「持家世帯」の基準額での審査となります。御注意ください。

※基準額を超える場合でも、保護者の死亡、離婚、失業等により、現在の収入が前年中の収入より著しく減少する場合等は、担当者に御相談ください。

援助費支給額

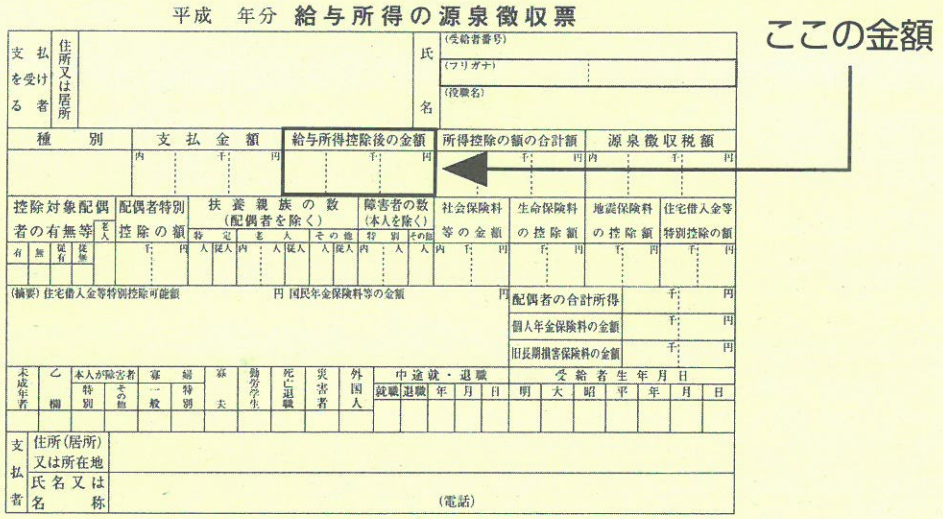
（今年度の年間支給予定額です。変更になる場合があります。）

	小学校		中学校	
	1　年	2～6年	1　年	2～3年
新入学学用品費	40,600円（4月1日認定者のみ）		47,400円（4月1日認定者のみ）	
中学校入学準備金		47,400円（2月1日認定の6年生のみ）		
学用品費 通学用品費 校外活動費	12,990円	15,220円	24,590円	26,820円
日本スポーツ振興センター掛金	460円（5月1日認定者のみ）			
学校給食費	保護者負担額全額（認定後の保護者負担はありません）		非課税世帯は全額、その他は半額	
野外活動費（宿泊を伴うもの）	3,620円（上限額）		1・2年生　6,100円（上限額）	
修学旅行費	約22,000円		約50,000円	
体育実技用具費（柔道着等）			7,510円（上限額） （領収書の提出が必要）	
学校病に対する治療費（自己負担分）	認定を受けたお子さまが、学校における定期健康診断等の結果、**学校病（①トラコーマ及び結膜炎　②白せん、かいせん及びのうか疹　③中耳炎　④慢性副鼻腔炎及びアデノイド　⑤う歯　⑥寄生虫病）**で治療勧告を受けられた場合、初診時に**医療券**と健康保険証を医療機関に提出すれば、医療費が援助されます。 医療券を希望される場合は、学校へお知らせいただきましたら医療券交付申請書をお渡ししますので必要事項を記入して学校へ提出してください。（数日かかります。）医療券は学校病以外での使用はできません。 **発行は認定後（7月中旬以降）となりますので、認定前に受診される場合は、必ず医療機関の窓口で「現在、就学援助の申請中」である旨を申し出ください。ただし、医療機関によって対応が異なる場合があります。また非認定の場合は保護者負担となりますので御了承ください。**			

※小学校給食費は、認定後の保護者負担はありません。
認定審査中は、一旦御負担いただき、認定後に御負担分を支給します。
※中学校給食費は、認定後も一旦御負担いただき、後日他の援助費目と合わせて御負担分の全額または半額を支給します。

＜参考＞ 所得基準額に対する世帯の所得の見方

● 源泉徴収票の場合【給与所得控除後の金額】



● 確定申告書(B)の場合【所得金額の合計欄⑨の金額】

